

白井市下水道排水設備指定工事店指定事項変更手続について

白井市下水道排水設備指定工事店指定事項変更に係る手続は次のとおりとします。

1 下水道排水設備指定工事店異動届出書〔第6号様式〕

(1) 組織の変更の場合

- ①【法人の場合】登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
- ②【役員変更の場合】誓約書〔様式参照〕

(2) 代表者の異動の場合

- ①【法人の場合】定款及び登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
- ②代表者の住民票の写し（3か月以内のもののコピーでも可）

※添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りにしてご提出してください。

- ③誓約書〔様式参照〕
- ④代表者の経歴書〔様式参照〕
- ⑤指定工事店証

(3) 商号変更の場合

- ①【法人の場合】定款の写し及び登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
- ②営業所の外観及び内部写真
- ③指定工事店証

(4) 営業所の移動の場合

- ①【法人の場合】定款の写し及び登記事項証明書（原本で3か月以内のもの）
- ②営業所の平面図及び付近見取図〔様式参照〕
- ③営業所の外観及び内部写真
- ④指定工事店証

(5) 責任技術者の異動の場合

①専属責任技術者名簿〔第2号様式〕

- ・専属する責任技術者証の写し（表裏両面）

（注）千葉県下水道協会が交付したもの

（注）責任技術者の更新に伴い、提出ができない場合は、仮責任技術者証（紙カード）の写しを添付ください。

- ・雇用関係を証する書類（別紙―1）参照

(6) 住居表示、電話番号の変更の場合

- ①【住居表示変更】住民記載事項証明書又は住居表示変更通知書
- ②【住居表示変更】指定工事店証

3 提出部数 1部

4 申請期間及び申請場所

(1) 申請期間 随時受付

閉庁日を除く 8 時 3 0 分から 5 時 1 5 分

※原則持参提出とします。(ヒアリングを行います。)

郵送を希望される場合はご相談ください。

(2) 申請場所

白井市役所東庁舎 2 階 上下水道課 3 4 番窓口

5 その他

添付する写真は、カラーとし、それぞれの品目等の説明を記入してください。

指定証の郵送を希望される場合は、返信用封筒（A 4 +180 円切手）を申請時に提出ください。

本件について、不明な点がありましたら随時お問い合わせください。

問い合わせ先 白井市役所 上下水道課 業務係
〒270-1492 白井市復 1 1 2 3
TEL 0 4 7 - 4 9 2 - 1 1 1 1 (代)
内線 3 7 5 7